榛東村スポーツ協会補助金交付規則

（趣旨）

第１条　この規則は、榛東村スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という）が交付する各専門部補助金及び各スポーツ支部普及振興費に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金交付の対象となる大会）

第２条　スポーツ協会専門部補助金の交付対象大会は、次の各号に定めるところによる。

(1) 郡民体育大会
(2) 県民体育大会
(3) 各種連盟及び協会等が主催する地区大会
(4) 各種連盟及び協会等が主催する県単位以上の大会
(5) 群馬県スポーツ祭オープニング大会
(6) その他、スポーツ協会が認めた大会

（補助金交付の対象となる事業等）

第３条　スポーツ協会専門部補助金の交付対象事業は、次の各号に定めるところによる。

(1) 村民大会の各種事業
(2) 村民対象の各種事業
(3) その他、スポーツ協会が認めた事業

（補助金額）

第４条　第２条で定める大会に１大会出場で10,000円を交付し、その後１大会増えるごとに5,000円を交付する。ただし、５大会以上出場した場合は30,000円を限度額とする。

２　前条で定める事業を１事業実施した専門部に15,000円を交付し、その後１事業増えるごとに10,000円を交付する。ただし、４事業以上実施した場合は45,000円を限度額とする。

（留意事項）

第５条　第２条第３項で定める地区大会の上位大会は別の大会出場とする。

２　第２条で定める大会に、個人戦として出場した場合は、５人以上参加した大会を実績とする。

３　第２条及び第３条に定める大会及び事業で、数日間に渡る大会及び事業であっても１事業とする。

（補助金交付申請）

第６条　補助金の申請をしようとする専門部は、前年度の実績書を３月15日までにスポーツ協会長（以下「会長」という）に提出しなければならない。

（補助金交付決定）

第７条　会長は、前条の交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、スポーツ協会総会までに申請者に内示する。

（補助金交付時期）

第８条　会長は、前条の規定に適合した補助金を４月と10月に分けて交

付する。
（各スポーツ支部普及振興費）
第９条　普及振興費は当面の間総額525,000円とする。その内訳は均等割額262,500円、会費納入割額132,300円、大会出場割額130,200円とする。この場合において、計算の過程で生じた金額は、会費納入率に高い自治会順に100円ずつ再分配する。
（均等割額）
第10条　各スポーツ支部に12,500円を均等割額として交付する。
（会費納入割額）
第11条　各自治会納入済額を全体納付済額で除した値に132,300円を乗じた金額を各スポーツ支部に交付する。
（大会出場割額）
第12条　村民野球大会、村民バドミントン大会、村民バレーボール大会、女子スマイルボウリング大会、村民ゴルフ大会、婦人バレーボール大会、スローピッチソフトボール大会、村民駅伝競走大会、村民サッカー大会、村民綱引大会の10種目の参加状況に応じて、次号のとおり交付する。
(1)　７大会出場以上　6,200円
(2)　６大会出場　5,300円
(3)　５大会出場　4,400円
(4)　４大会出場　3,500円
(5)　３大会出場　2,600円
(6)　２大会出場　1,700円
(7)　１大会出場　800円
（普及振興費交付申請及び交付並びに交付時期）
第13条　補助金の交付を申請しようとするスポーツ支部は、９月末日までに会長に申請書を提出しなければならない。
２　会長は当該内容を審査し、適合していれば、10月に普及振興費を交付する。
（その他）
第14条　その他必要な事項については、会長が適宜判断する。

附　則
この規則は、平成31年４月１日から施行する。
附　則
この規則は、令和２年４月15日から施行する。